

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 大 沢 芳 朋 様
上山市教育委員会教育長 横 戸 隆 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 生涯学習課

4 監査期日 令和5年11月10日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和5年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

社会教育、文化芸術、スポーツ分野と多岐に渡る事業により多忙な部署であるが、各係が連携し協力して業務執行されていることを評価する。市民活動も本格的に復活し始め、また、この冬は国民スポーツ大会も開催されるが、職員の健康に留意されるとともに、社会情勢の変化に対応した見直しや改善等により、効果的で効率的な事業運営・支援に努められたい。